

報告を要する病院感染症(患者・職員)

直ちに報告 報告書提出 × 報告不要

	外来患	入院患者	職員	
インフルエンザ感染症				確定診断例のみ
ノロウイルス感染症	× ()			確定診断時、または、臨床症状及び発症背景などから、これが疑われる場合 集団で胃腸炎症状が発生した場合含む 小児の場合、感染性胃腸炎として報告書提出
ロタウイルス感染症	× ()			小児の場合、感染性胃腸炎として報告書提出
流行性角結膜炎	×			確定診断時、または、臨床症状及び発症背景などから、これが疑われる場合
結核				確定診断時、または疑い例の場合。 結核発生報告書、22 条届出は 2 日以内に提出。
麻疹				
水痘	× ()	()		小児の場合、外来・入院とも報告書を提出。
風しん	× ()	()		小児の場合、外来・入院とも報告書を提出。
流行性耳下腺炎	× ()	()		小児の場合、外来・入院とも報告書を提出。
百日咳	× ()	()		小児の場合、外来・入院とも報告書を提出。 職員は、診断確定時、および疑わしい症状を有する場合に報告。報告基準は「百日咳」マニュアル参照。
厚生労働省サーベイランス対象感染症				
1～5 類感染症 (全 86 疾患：サーベイランスの項参照)				1～5 類感染症は規則に従って、直ちに、または 7 日以内に規程の報告用紙で報告。
小児科定点感染症 RS ウイルス感染症 咽頭結膜熱 A 群溶血製連鎖球菌咽頭炎 感染性胃腸炎 水痘(みずぼうそう) 手足口病 伝染性紅斑(リンゴ病) 突発性発しん 百日咳 風しん ヘルパンギーナ 麻疹(成人麻疹を除く) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)			×	小児科定点は、週 1 回、翌週の火曜日までに規程の報告用紙で報告 病棟においては、小児患者を報告対象とする
インフルエンザ感染症				週 1 回、翌週の火曜日までに報告書提出。
基幹定点感染症				
<月報> MRSA 感染症 ペニシリン耐性肺炎球菌 (PRSP) 感染症 薬剤耐性緑膿菌 (MDRP) 感染症				MRSA 感染症は MRSA 感染症サーベイランス報告書を提出。PRSP 感染症は、規程の報告用紙で、翌月の 5 日までに報告。薬剤耐性緑膿菌感染症は、規程の報告用紙で、翌月の 5 日までに報告。
<週報> 細菌性髄膜炎 無菌性髄膜炎 (真菌、結核菌、マイコプラズマ、リケッチア、クラミジア、原虫含む) マイコプラズマ肺炎 クラミジア肺炎(全数報告オウム病を除く) 成人麻疹(15 歳以上)				規程の報告用紙で、翌週の火曜日までに報告。